最終更新日：2017年7月5日
グランディハウス株式会社
代表取締役社長 村田　弘行
問合せ先：管理部 028(650)-7777
証券コード：8999
http://www.grandy.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会等のステークホルダーの皆様から信頼される企業として企業価値を高めていくことを目指しております。
コーポレートガバナンスについては、そのための最重要課題の一つと位置づけ、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、基本的統治機関（取締役会、監査等委員会、内部監査室、等）の経営監視機能の実効性確保、コンプライアンスの確保及びリスクの適切な管理等に係る体制を整備するとともに、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンスコードを尊重し、ステークホルダーの皆様との信頼関係の一層の強化をめざして経営の健全性、透明性、効率性の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4.議決権行使電子化・招集通知英訳】
当社は、株主総会毎に、株主構成等の変化をふまえて、議決権の電子行使や電子行使プラットフォームの利用について、導入するか否かを検討しておりますが、当社の現状の株主構成及び議決権行使の状況を勘案しますと、費用に対して効果が限定的と考えられることから、現在のところ実施しておりません。

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】
（議決権行使基準）
政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有目的に適合するかどうか、中長期的な経済合理性を著しく損なうものでないか、等を総合的に勘案して行うこととしております。なお、保有が例外的であり目的も異なること及び個々の株式・議案に応じた定性的かつ総合的な判断が必要であるため、統一的・具体的基準は設けておりません。

【原則2-2.会社の行動準則の策定・実践】及び【補充原則2-2-1.行動準則の遵守確認】
当社は、社員一人一人が遵守すべき事業活動の倫理やステークホルダーとの協働等に係る指針を示し、高い倫理観を持って行動することが重要であると認識しております。
かかる指針については「行動準則」という形では策定しておりませんが、創業の精神である「社訓」及び取締役会が定める「経営理念」「経営基本方針」に掲げて実践しており、毎年期初に社長から役職員に対して行う経営方針説明の中でこれらを徹底しているほか、機会があるごとに役職員に広く浸透させることに努めるとともに、取締役会等において適宜その定着・浸透状況を実質面から確認することとしております。

【補充原則4-11-3.取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】
取締役会は適切に運営され求められる機能を果たしているものと判断しておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価と開示につきましては、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】
（政策保有に関する方針）
(1)当社は、株式の政策保有は原則として行わないことを、基本方針としています。
(2)次の場合は例外的に保有することがありますが、保有しようとする場合は、中長期的な経済合理性や将来の見通し等についても十分な検討を行った上、取締役会において決定するものとしています。また、金額的重要性の高いものについては、毎年検証することとしています。
・相互の安定的な取引関係の維持・強化に寄与することが期待できる場合
・当社の地域社会における責任の観点から、地域社会・経済に重要な役割を果たす会社への出資が要請又は期待される場合
(3)当初の保有の意義が失われた場合や、経済合理性が著しく損なわれ保有目的を勘案しても保有することが当社の企業価値にマイナスと判断される場合、等には、発行会社との対話や保有の中止等適切な対応を行うものとしています。

【原則1-7.関連当事者間の取引】
当社の関連当事者との取引の枠組みは次の通りです。
関連当事者との取引条件は、一般との取引条件を基準とした合理的な条件によるものとし、当社の利益を害するものであってはならないものとしております。
関連当事者取引を行なおうとする部門及び当該関連当事者（に係るグループ内の関連当事者）は、契約締結前に管理部に通知するものとしております。
管理部は、当該取引の性質及び予定金額等を検討し、取引主管部門に対し次の区分に従った手続きを指示し、実施を確認します。
1．利益相反取引
会社法上の利益相反取引については、会社法の定めに従い、取締役会の事前承認を得た上、取引後、その結果について報告を行っています。
2．重要な関連当事者取引（1．を除く）
有価証券報告書において開示を要する関連当事者取引については、当該取引の主管部門は、取引後速やかに取締役会に当該取引の内容について報告するものとし、取締役会では取引の条件等の適切性を確認しています。
3．上記以外の関連当事者取引
取引主管部門は、上記1及び2を含む全ての関連当事者取引について取引台帳を作成し、四半期毎に管理部に提出し、管理部は当該期間の当社グループにおける取引の実績を経営幹部及び監査等委員会に報告し、取引条件等の適切性を確認しています。

【原則3-1.情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念等については当社ホームページで、経営戦略、経営計画については、有価証券報告書及び中期経営計画の概要において開示しています。
当社HP（経営理念等） http://www.grandy.co.jp/company/rinen.html
有価証券報告書 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/20170629-yuuhouH2903.pdf
中期経営計画 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/H271109-chuukei.pdf
（経営目標の修正） http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/H290508-chuukei.pdf

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬等の決定に関する方針及び手続をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
有価証券報告書 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/20170629-yuuhouH2903.pdf

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
後記【補充原則4-11-1.取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】において、経営陣幹部の指名の方針を含め開示しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
経営陣幹部と取締役候補の個々の選任・指名の理由を、株主総会招集通知にて開示しています。
株主総会招集通知 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/H290629-syousyuutuuti.pdf

【補充原則4-1-1.経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】
当社の取締役会は、取締役会が定める「取締役会規程」において取締役会が決定する事項を定め、これを除く業務執行は代表取締役及び業務執行取締役に委任することとしています。
経営陣に対する委任の範囲から除外される、取締役会で決定する事項の概要は次の通りです。
1.会社法第399条の13第１項、第４項に定める事項、その他会社法において取締役会の決定事項とされている事項
2.当社定款において取締役会で定めるとされている事項
3.上記の他、次に掲げる事項（主なもの）
・重要な経営計画・経営戦略・事業計画の決定
・コーポレートガバナンスに関する重要な方針の決定
・監査等委員でない取締役の業務分担の決定
・重要な設備の新設・改廃
・重要な投融資
・財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針
・有価証券報告書及び四半期決算短信の承認
なお、当社は、監査等委員会設置会社において認められている「取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる」旨を定款で定めておりますが、当面、取締役への委任は行わない方針としています。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
当社は、資質を十分に備えた独立社外取締役２名を監査等委員である取締役として選任しており、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が行われる体制を整えております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を充足すること（なお、就任前に当社から「多額の金銭その他の財産」を得ていないことの「多額」の基準は、年額1,000万円以上（個人）とすること）及び原則として当社報酬等を除く収入や資産等により十分な経済基盤を有していること、を判断基準としております。
また、独立社外取締役の候補者の選定方針は、【補充原則4-11-1.取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】に記載する監査等委員である取締役の選定方針に準ずることとしております。

【補充原則4-11-1.取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】
取締役候補の選任及び経営幹部の指名に係る方針は、次の通りであり、事前に社外取締役の意見を聴取した上、取締役会で審議し決定しています。
・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、原則として業務執行取締役として選任し、各取締役がそれぞれ異なる分野の業務を主管する立場から相互に監督するとともに重要事項の意思決定に関与することを基本として、能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針です。
・監査等委員である取締役は、原則として、会社経営において重要な専門分野に精通した方や、役員等の地位で会社経営に参画した経験のある方などから、人格・識見に優れ、経営の重要事項の意思決定への参画及び取締役の業務執行の監督・監査をするに相応しい方を候補者に選任する方針です。
この選任方針をふまえ、当社は定款において取締役の定員について、監査等委員でない取締役15名以内、監査等委員である取締役は５名以内と定めております。
また、経営陣幹部の指名の方針は、代表取締役又は業務執行取締役としての能力・資質・経験・実績等を考慮して候補者を選任する方針であり、事前に社外取締役の意見を聴取した上、取締役会で審議し決定しています。
当社グループの事業は、コア事業である新築住宅販売が大半を占めており、これらの方針によって、職能分野・担当業務の観点から異なる知識・経験を有する業務執行取締役による事業遂行に対する実効的な監視と事業の成長に向けた的確な経営方針決定への参画が可能であるとともに、専門分野や会社経営に関して高い見識を有する監査等委員である取締役によって独立的・中立的立場からの経営監視も有効に行われる体制となっているものと考えております。

【補充原則4-11-2.取締役の兼任状況】
取締役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。
なお、当社には現在、他の上場会社の役員を兼任する取締役はおりません。
株主総会招集通知 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/H290629-syousyuutuuti.pdf
有価証券報告書 http://www.grandy.co.jp/ir/pdf/20170629-yuuhouH2903.pdf

【補充原則4-14-2.取締役に対するトレーニング方針の開示】
新任取締役に対して、就任時に、取締役の責任等に関する外部研修機関の研修への派遣を行うこととしております。特に、社外取締役が新たに就任する際には、実効的な経営監視の前提として、当社グループの事業の概要や経営課題、各種管理体制、等について理解するための機会を十分に設けることとしております。
取締役及び子会社取締役については、役員会議等の場において法令改正等の動向その他重要な事項に関して主管部署から説明を実施する

他、必要に応じて、コンプライアンスや経営課題に係る分野などの外部研修機関の研修への参加や外部講師を招いての研修会の開催を行っております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理本部長をIR担当取締役とするとともに、管理部をIR取纏め部署として、社長室・総務部・財務部及び関連部門と連携をとりながらIR活動を行う体制としております。
説明会については、機関投資家向け決算説明会を年2回実施するほか、スモールミーティング等の申込みについても、時期等調整の上、社長を含む経営幹部により対応しており、出席者からの意見については必要に応じ役員会議又は取締役会において報告し検討することとしております。今後、一般投資家向けの会社説明会やIRフェア等への参加などについても充実を検討してまいります。
また、当社ホームページの「IR情報」ページにおいては、各種開示情報及びアナリストレポートへのリンク等を掲載するほか、IRに関する「お問合せページ」を設けており、寄せられたご意見・ご要望については経営幹部に報告の上、速やかなご回答と社内での対応に努めております。
なお、インサイダー情報については「内部者取引管理規程」(重要事実の情報管理体制を含む)に基づき適切な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊地　俊雄	5,412,051	17.56
新日本物産株式会社	3,996,900	12.97
グランディハウス社員持株会	1,789,200	5.80
グランディ・ストックメイト	1,396,700	4.53
BNP PARIBAS SECURITIES SERVIS LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	778,800	2.53
株式会社足利銀行	594,000	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	525,000	1.70
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	478,500	1.55
磯　国男	461,554	1.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	371,500	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1.上記の他、自己株式が2,046,245株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊藤　一	弁護士											
小林　健彦	税理士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　一	○	○	――	伊藤氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しているため、遵法面及び経営全般の適正を確保するために社外取締役として選任しております。 同氏は、当社及び子会社並びに特定関係事業者等との利害関係はなく、また上記aからkのいずれにも該当しないことから、一般株主の利害に反しない立場にあると認められるため、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しております。
小林　健彦	○	○	小林氏が代表を務める小林健彦税理士事務所と当社の間で税務顧問契約を締結しておりましたが、同氏を当社の社外取締役候補者としたことに伴い、同契約は平成29年6月20日を以って終了しております。	小林氏は、税理士としての豊富な知識と経験から財務及び会計に関する高度な知見を有しており、また、多数の企業の経営全般にわたる指導・助言の経験を有しているため、会計面及び経営全般の適正を確保するために社外取締役として選任しております。 同氏は、当社株式を所有しておりますが、こ

			なお、直近事業年度において同契約に基づき当社が支払った額は120万円であり、当社及び同事務所の規模に照らして僅少であるため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	の他には当社及び子会社並びに特定関係事業者等との特別の利害関係はなく(選任前の当社との取引関係は左記のとおり)、一般株主の利害に反しない立場にあると認められるため、独立役員としての要件を十分に充たしていると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の異動及び処分については、予め監査等委員会の意見をきき、これを最大限尊重するものとします。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査計画を内部監査との連携も考慮して策定するとともに、会計監査人の行う実査への立会を監査等委員会監査に組み入れるほか、会計監査人から法定監査の結果及び内容につき定期的に報告を受け、意見交換を行うこととしております。
内部監査室は、監査計画を監査等委員会監査との連携を考慮して共同監査の実施を含め策定するとともに、監査結果を監査等委員会に対しても報告するものとするなど、監査等委員会との連携及び情報の共有化を図るとともに、会計監査人との協議・意見交換を行ない、監査の実効性を高めることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役、執行役員及び当社子会社取締役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに企業価値増大に資することを目的に、ストックオプション制度を導入しております。
付与対象者は22名であり、ストックオプションの総個数は20,000個(2,000,000株)であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、上記に基づき経営に責任のある当社取締役、取締役に準ずる立場である執行役員及び当社子会社取締役(付与日現在)を対象にストックオプションを付与し、株主様と利益意識を共有し、短期的視点だけでなく中長期的な視点に立った経営の動機付けを行っております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限り個別報酬開示をする方針であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【基本報酬】
当期の役位別の月額報酬の基準額を、前期の会社業績及び当期見通し等を勘案して設定した上、各取締役の管掌部門（業務）の業績、経営課題の進捗、当期の職責等を勘案して、当期の個別の月額報酬を決定しております。また、前期の業績等を勘案して決定した月数に月額報酬の額を乗じたインセンティブ報酬を、重任した取締役の当期の報酬（年額）に加算するものとしております。
なお、監査等委員である取締役については、取締役としての職責の他、常勤・非常勤の別や監査の負荷の状況等も勘案し、協議・決定するものとしております。
【ストックオプション】
中長期的なインセンティブ報酬として、適宜、ストックオプションを付与することとしております。付与は原則として、業務執行取締役に対して役位別に付与数を決定するものとしております。
【役員退職慰労金】
社外取締役を除く取締役に対して、原則として在任１年に対し月額報酬1ヶ月分を基準（功労等による加算減算あり）とする退職慰労金を株主総会の承認を得て取締役退任時に支給するものとしております。
【決定方法】
監査等委員でない取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その分配を監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を含む監査等委員について、補助者１名に加え、法務開示課（４名）が監査等委員会の事務局業務及び監査等委員の要請に基づき必要な事務を行なうほか、必要に応じ内部監査室に協力を求めることができるものとしております。また、補助使用人の設置要請、予算措置の請求、外部専門家の利用等及び内部監査室に対する監査業務の協力の要請があった場合には尊重するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 会社の経営上の意思決定及び業務執行状況の確認
取締役会を月１回及び必要に応じて随時開催し、経営上の重要事項に関する意思決定及び取締役の職務の執行状況の確認等を行っております。各取締役は、取締役会における報告及び議案の審議を通じて相互に監督を行うとともに、議決権の行使を通じて会社の重要事項の決定においてその意見を反映いたしますが、当社は独立性の高い社外取締役２名（いずれも監査等委員）を選任することにより、客観性や公正性、相互監督の実効性の確保・強化を図っております。なお、当社は取締役会の決議により、会社法第399条の13第５項に掲げる事項を除いた重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨定款に定めておりますが、当面、取締役への委任は行わない予定です。
取締役会の他、役員会議を開催しており、原則として週１回開催し、当社の常勤の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員を基本的なメンバーとして、当社グループにおける情報の共有化と経営の進捗及びリスク・課題の早期把握に努めております。
2. 監査等委員会
監査等委員会は、独立性の高い社外取締役２名を含む３名の取締役により構成されており、取締役の職務執行の監査において客観性と中立性を確保できる体制としております。監査等委員会は監査方針及び年度計画を策定し、内部統制システムが適切に運用されているかを監視するとともに、内部統制システムを利用した監査を実施することとしております。
上記のほか、常勤監査等委員は、重要書類の閲覧、各部門の業務実施状況の実査、及び内部監査室又は会計監査人が行う監査への立会い等によって各部門の実査を行い、社外取締役である監査等委員は、常勤監査等委員の協力を得て又は監査等委員会の事務局に指示して、文書その他の情報を収集して監査を実施することとしております。監査等委員会は、月１回及び必要に応じ随時開催し、監査の結果等について報告・審議を行ない、その結果について社長及び関係取締役（重要なものについては取締役会）に報告いたします。
3. 会計監査
会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けている他、会計上の課題について随時協議検討し、適正な会計処理に努めております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、千頭力氏と藤原明氏であり、この他公認会計士４名、その他16名が業務を補助しております。
4. 内部監査
当社は内部監査部門として社長直属の内部監査室（人員２名）を設置しており、計画的に当社各部門及び子会社の内部監査を実施して、業務活動全般に関して法令・社内規程の遵守状況および業務の妥当性や有効性の監査を行うほか、監査等委員会の要請に応じて監査の協力を行うこととしております。
5. 責任限定契約
当社は定款規定に基づき、社外取締役（監査等委員）である伊藤一及び小林健彦の両氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しておりますが、その理由は、社外取締役による中立・公正な立場からの経営の監視・監督によって取締役会の経営監督機能の強化が期待できること、社外取締役と社外監査役の双方を置く場合と比較してシンプルで実効性ある企業統治の体制が実現できること、等であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第26回定時株主総会においては、法定期日の3営業日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算について、原則として決算短信開示月に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに投資家情報のページを設け、会社基本情報、開示資料、ニュースリリース、等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部法務開示課をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営の基本方針の中でコンプライアンス・社会貢献・ステークホルダーとの信頼関係の構築等に関する項を設け、その浸透を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、省（創）エネルギー住宅の開発や事業所の省エネルギーに取り組んでおります。また社会貢献活動として、地域スポーツ振興支援や地域イベントへの協賛等を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役及び当社及びグループの全ての役員・社員が、コンプライアンスの確保及び適切なリスク管理を行い、これらの履行状況の検証を確実に履践していくことが、ステークホルダーの信頼を得て企業価値を高めていくために欠かせないものと認識しております。このため当社では、当社及び当社グループにおける業務が適正に行われることを確保する体制の整備についての基本方針を定め、これに基づき内部統制システムを構築するものとしております。

当該基本方針（監査等委員会の職務の執行のために必要な事項に係る基本方針を含む）は次の通りであり、本方針に基づき関連規程（財務報告に係る内部統制に関するものを含む）の整備等を行なっております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当会社は、その経営理念にコンプライアンスに関する条項を掲げ、これを役職員に絶えず浸透させる活動を通じて、法令及び社会倫理の遵守が企業存立の前提であることを徹底する。

（2）取締役会は、取締役会規程に報告・付議基準等を定めるとともに、各取締役は、これを遵守して重要事項を取締役会に報告・付議するとともに、職務の執行状況について相互に監督する。

（3）各取締役は、所管部門における法令及び定款の遵守の責任を負い、所管業務に関するコンプライアンスリスクを把握し、重要なリスクについては業務規程中に管理条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をコンプライアンス担当取締役とし、顧問弁護士等と連携してサポートを行うとともに、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を行う。

（4）役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに担当取締役及びコンプライアンス担当取締役に報告するものとする。報告を受けた担当取締役は、その内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議の上策定し、軽微なものを除き社長の承認を得て実施する。重要な問題については、取締役会で審議し全社的な再発防止策を実施する。

（5）内部監査室は、当会社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、指摘事項の是正を確認し報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役は、その職務の執行に係る情報を、法令、定款、及び社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

（2）取締役は、前号の文書等を閲覧できるものとし、対象文書を管理する取締役は、正当な理由なく閲覧を拒んではならないものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）各取締役は、所管業務に関するリスクの把握・分析及びリスク管理の責任を負うものとし、重要なリスクについては業務規程中にリスク管理のための条項を定めてその徹底を図る。また、総務担当取締役をリスク管理の統括責任者とし、全社横断的なリスク状況の監視及び管理体制の整備を行う。

（2）内部監査室は、当会社及び子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、要改善事項のフォローアップを行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は、全社的な目標として中期経営計画及び年度予算を決定し、各取締役はその目標達成のための経営資源の配分、各部門の具体的目標及び効率的方法を定めて実施する。

（2）受注状況等の重要な経営指標を適時に提供し、原則として毎週開催する役員会議等で達成状況のレビューを行い、改善施策の早期実施を図る。

（3）職務権限・意思決定ルールを規程により明確化し、意思決定の迅速化を図る。

5．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社取締役及びグループ各社の社長は、所管部門又は各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

（2）当社は、子会社の自主性と職務執行の効率性を尊重しつつ、グループとしての業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これを実効あらしめるため「子会社の管理に関する契約書」を子会社各社と締結するとともに、必要に応じ、当社の取締役と子会社の取締役又は監査役を兼務させる。

（3）(2)の管理体制の中で、重要事項の当社への報告（重要会議への子会社取締役の参加を含む）、コンプライアンス体制・リスク管理体制の当社制度への準拠指導、経営効率向上のための経営資源配分・情報共有化・業務標準化等の管理を行う。

（4）当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査等委員会に報告し、指摘事項等の是正を確認する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

（1）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合は、経営上特段の事由のある場合を除き、要請された水準を満たす補助使用人を必要な員数配置するものとする。なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

（2）補助使用人の異動及び処分については、予め監査等委員会の意見をきき、これを最大限尊重するものとする。

（3）補助使用人が他の業務を兼務する場合は、監査等委員会の指示に係る業務を優先して行うものとする。

7．当社及びグループ各社から当社監査等委員会への報告に関する体制

（1）当社の取締役並びにグループ各社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、法定の報告事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、監査の実施状況等を速やかに報告するものとする。

（2）当社及びグループ各社の使用人は、重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を認識した場合は、当社監査等委員会に対しても直接報告するものとする。

（3）当社及びグループ各社は、(1)、(2)の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

8．監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）会社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行のために要する費用については、監査等委員の請求に応じて費用の前払、速やかな償還又は債権者への支払等を行うものとする。但し、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明できる場合は、この限りでない。

（2）監査等委員は、監査等委員会の職務の執行のために必要ある場合は、会社に対して、追加情報の提供、外部専門家の利用、その他の協力・支援を求めることができるものとする。

（3）内部監査室は、監査等委員会と適切な連携をとって監査等を行うものとする。また、監査等委員会は、必要がある場合には、内部監査室の職員に監査業務に関する協力を求めることができるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の経営理念の一つである社会正義尊重の理念に則り、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これらの勢力による不当要求等に対しては断固として屈せず厳然と対処することにより、企業防衛を果たすとともに、健全な社会の実現に貢献することを、基本方針としておりま

す。
　上記の理念及び基本方針については「経営理念」及び「反社会的勢力対策規程」に定めるとともに、同規程中において全社的な管理体制及び行動基準を定め、役職員への徹底を図っております。
　具体的には、管理本部に不当要求防止責任者を置き、反社会的勢力に関する情報を統一的に管理するとともに、事案発生時の窓口として社外専門機関と連携して統括して対応にあたることとしております。また、取引の開始に先立って、反社会的勢力排除の観点から十分な調査を行なうとともに、万一、反社会的勢力であることが事後に判明した場合には直ちに取引を中止すること、不当要求等については断固として拒否すること、対応時の留意事項等を定めて、これら勢力の排除に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

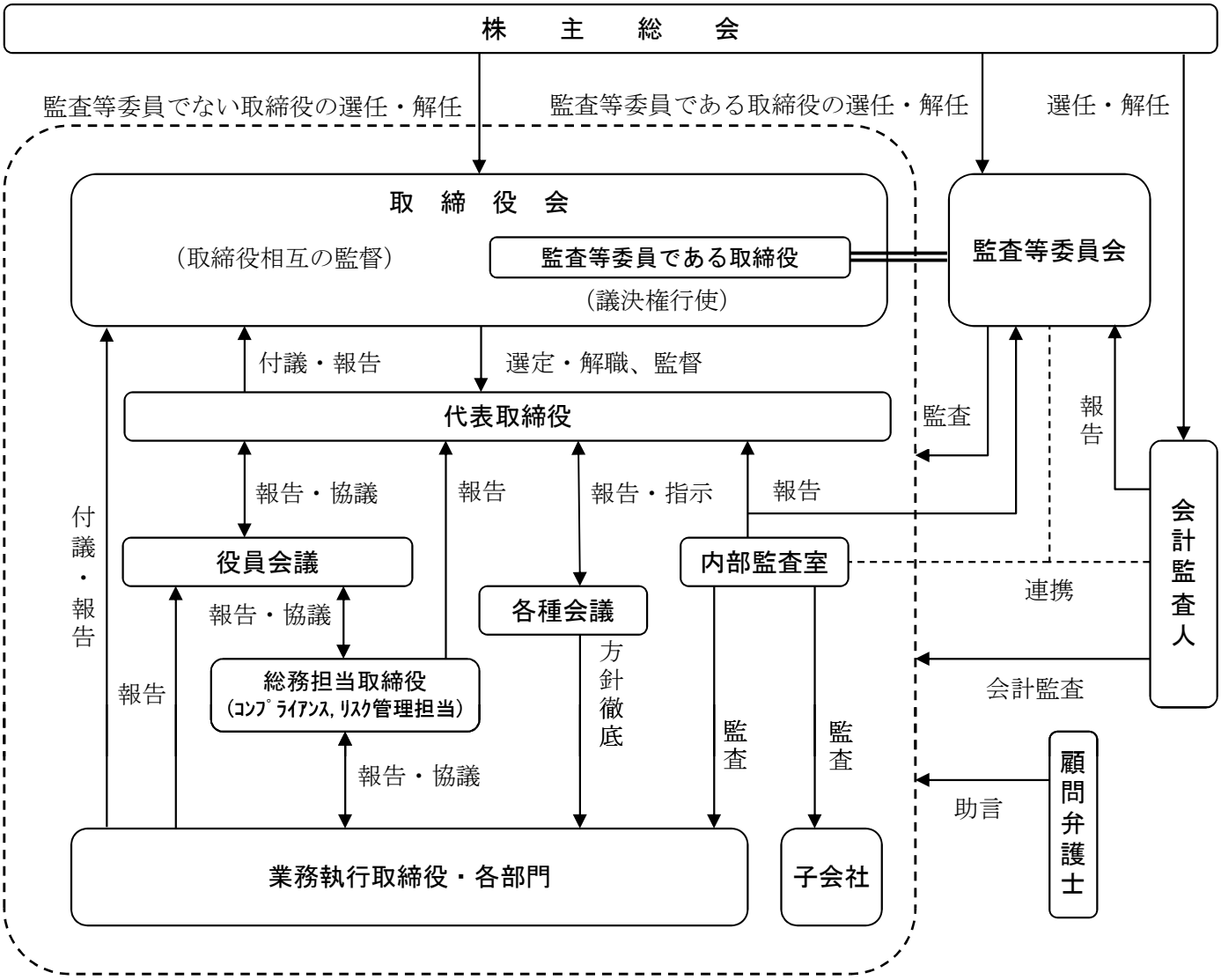
1. 適時開示体制の概要

当社では「内部者取引管理規程」の中で、内部者取引の規制とともに、「有価証券上場規程」及び同施行規則に規定される会社情報を含めた内部情報の報告及び開示に関する基本的事項を定め、これに基づき開示を行なう体制としております。

具体的には、管理本部長を情報取扱責任者とし、法務開示課を情報取扱責任者の指揮下で開示実務を担当する部署とする体制をとっております。法務開示課は取締役会の事務局を兼ねており重要情報の早期収集を行なうとともに、主管部署及び経理部門等の関係部署と連携して、情報の重要性や適時開示の必要性の分析等を担当致します。

内部情報又は内部情報となりうる情報が発生した場合には、各部門の管掌役員は直ちに当該情報について情報取扱責任者（管理本部長）に報告するとともに当該情報を適切に管理するものとし、情報取扱責任者は、情報の内容に応じ適切な開示時期と方法を検討し社長の承認を得て開示するものとしております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

